

吹田市既存民間建築物耐震診断補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和 56 年 5 月 31 日以前**に建築主事の確認を受けて建築され、居住又は使用しているなどの建築物を対象に、耐震診断費用の一部を補助します。

地震に対する安全性の目安が、数値でわかります。



《対象建築物》

- ★**住宅** 現在居住しているか、これから居住しようとするもの
戸建住宅、長屋住宅、分譲・賃貸の共同住宅、店舗等併用住宅
- ★**特定の建築物** 現在使用しているか、これから使用しようとするもの
病院、スーパー、劇場、遊技場などの特定既存耐震不適格建築物
(耐震改修促進法第 14 条に基づく)

《補助対象者》

- ◆ 個人または法人の所有者（区分所有の場合は管理組合）

《補助額・限度額》 ～下表のとおり～

対象建築物		補助額・限度額
戸建住宅 長屋住宅 共同住宅 (分譲マンションを除く)	木造	耐震診断の費用の 10/11 と 5 万円×住居戸数の少ないほうの額とし 木造部分の延べ面積×1,100 円を限度とする
	非木造	耐震診断の費用の 1/2 とし 100 万円を限度とする
特定既存耐震不適格建築物 <u>(住宅を除く)</u>		耐震診断の費用の 1/2 とし 100 万円を限度とする

※分譲マンション：3 階以上かつ延べ床面積が 1,000 m²以上の区分所有の共同住宅

《お問合せ先》

吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当（市役所 低層棟 2 階 2 1 3 番窓口）
直通電話 06-6384-1910
代表電話 06-6384-1231 内線 2694
FAX 06-6368-9901
〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

耐震診断補助金交付申請の流れ

